

懲罰規程 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>懲罰規程</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(3) 罰 金</p> <p>一定の金額を本協会に納付させる</p> <p>〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準</p> <p>3-7. チーム又は選手等によるその他の違反行為</p> <p>本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協会の各種規程・規則の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科することができる。ただし、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関が本規定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。</p> <p>〔改正〕</p>	<p>懲罰規程</p> <p>第4条 〔懲罰の種類〕</p> <p>1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</p> <p>(3) 罰 金</p> <p>一定の金額を本協会に納付させる <u>(ただし、Jリーグにおける違反行為のうち〔別紙1〕3-5から3-7に基づく場合はJリーグに納付させる)</u></p> <p>〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準</p> <p>3-7. チーム又は選手等によるその他の違反行為</p> <p>本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協会の各種規程・規則 <u>(JリーグにおいてはJリーグ規約等を含む)</u>の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科することができる。ただし、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関が本規定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。</p> <p>〔改正〕</p> <p><u>2021年 3月11日</u></p>	<p>Jリーグにおける差別、八百長等の重大事案に関する罰金は、従前どおりJリーグへの納付となることを明確化 (※2021年2月1日に遡及して適用する)</p> <p>サポーターによる違反行為等のJFA懲罰規程に規定がない行為に関して、Jリーグ規約が根拠となることを明確化</p>